京都府議会 12 月定例会一般質問

浜田よしゆき(日本共産党・京都市北区) 2014年 12月 15日

【浜田】日本共産党の浜田よしゆきです。知事ならびに関係理事者に質問します。

質問に入る前に、昨日投開票された衆議院総選挙の結果について、一言申し上げます。

安倍政権の危険な暴走への不安を感じているみなさんが、暴走政治を止めてほしい、という願いを 日本共産党に託され、日本共産党は改選8議席から 21 議席へ大きく躍進することができました。日 本共産党は、国民のみなさんとの共同をさらに広げ、暴走政治にストップをかけるために、全力を尽 くす決意を表明して、質問に入ります。

老人医療助成制度(マル老)の継続・拡充について

【浜田】最初に、老人医療助成制度(マル老)についてです。安倍政権による消費税増税と社会保障の改悪などによって、国民の命が脅かされているもとで、地方自治体には、これまで以上に、住民の命と暮らしを守る役割が求められています。そこで、私たちは、高すぎる国民健康保険料の引き下げ、子どもの医療費を入院も通院も中学校卒業まで無料に、老人医療助成制度(マル老)を存続させ、対象年齢を74歳まで拡充を、という三つの要望を掲げた、「医療費の心配をなくし、いのちを守る」署名にとりくんでいます。そのなかで、障害をもつ息子さんと暮らしている高齢の女性が、「くらしが本当にたいへんです。これ以上きりつめられません」と、切々と訴えられたり、「年金はどんどん減らされ、介護保険料は上げられ、黙っていられない」「物価が上がり、食費を削るしかない」など、とりわけ高齢者のみなさんから、暮らしの悲鳴が相次いで寄せられました。それだけに、医療費の窓口負担が1割に軽減されるマル老制度の継続と拡充は、高齢者のみなさんの命綱として、どうしても必要だと痛感します。

また、この間のとりくみを通じて、このマル老制度がこれまで十分に周知徹底されていなかったことも明らかになりました。日本共産党議員団が働きかけ、市が制度の周知徹底をはかり、新たに 1200 人が活用するようになった八幡市をはじめ、周知徹底を通じて、新たに活用された方が急増しており、「検査を 1 回受けるだけで、1 万 5 千円かかっていたのが、3 分の 1 になり、ほんとうに助かりました」など、歓迎されています。

知事も、先日の決算特別委員会の総括質疑で、「府民のみなさんに非常に親しまれている制度だというふうに思っておりますし、だからこそ高い評価をいただいているというふうに思っております」と答弁されています。その一方で、今の1割負担を2割負担に、対象者を住民税非課税世帯に狭める方向を検討しています。しかし、受給者からは、「3割負担から1割負担になって、ほんとうに助かったと思っていたが、4月には2割になるのか」「70歳になって2割負担になるところを1割負担が継続されて喜んでいた。来年度以降も継続してほしい」など、切実な声が寄せられています。また、対象者が住民税非課税世帯に限定されれば、府の試算でも4万7千人の受給者が2万2千人と半分以下になります。制度のあり方について、知事は、市町村の意見が分かれているといわれますが、京都府として、高齢者の命を守る責任を果たすのかどうかが問われているのではないでしょうか。医療費の窓口負担が2倍や3倍になれば、医者にかかりたくてもかかれなくなる高齢者が生まれることは明らかです。国が制度改悪をするなら、それにあわすのではなく、京都府の責任で高齢者の命を守ることが必要ではないでしょうか。マル老制度の意義・重要性にてらして、国の制度改悪から府民の命と暮らしを守る立場で、制度を継続・拡充すべきではありませんか。

また、制度の周知徹底については、受給者証の交付率は、京都市内のほとんどの行政区で2割以下です。八幡市も今年2月の時点では、22%程度だったのが、すべての対象者に市が通知を送った結果、4割以上に跳ね上がりました。この間、私たち日本共産党議員団も独自に制度を紹介したチラシなども作って、周知したところ、「こんな制度があることを初めて知った」と言って、受給された方がたくさんいました。ホームページや広報などで紹介する程度では、いろんな情報があるもとで、周知徹底

されないことはあきらかです。知事も「周知していくということについては取り組んでまいりたい」と表明されているわけですから、京都府として、すべての市町村が、八幡市が行ったように、すべての対象者に直接通知を送るなど、受給資格のある人には、全員受給してもらうという立場で、周知徹底するよう助言すべきではありませんか。

【知事】マル老制度についてですが、本制度は高齢者の医療と健康を守るために国の保険医療制度に よる対象年齢を引き下げ、これを補完する制度として、今やもう多くの府県が廃止してしまいまして、 残っているのは5~6県になってしまったんですけれども、そうした中でも京都府の場合には財政状 況に関わらず府内の市町村とともに全力で支えてきた制度です。しかしながらこの間、高齢化が急速 に進展するなかでマル老制度の事業規模も大幅に増加しておりまして、総事業費で見ますと平成元年 では約14億円でしたけれども、今年度では約42.6億円という形で3倍にまで膨らんでまいりました。 利用者数も平成元年が1万8千人だったんですけれども、それが今年度は約6万人というかたちにな っており、平成に入ってからでもこうしたかたちで大きな伸びを記録しています。これはこの制度だ けの問題ではなくて、こういう中で正に高齢者医療全般の問題としてなってきている。そのために消 費税の引き上げというかたちにもつながってきたわけでありますけれども。国は昨年末に 70 歳から 74歳の窓口負担を1割に抑える予算措置を撤廃し、順次2割に引き上げているところであります。京 都府といたしましては、これから超高齢少子化社会を迎えるにあたり、この医療費助成とともに認知 症対策ですとかリハビリ体制の整備、地域包括ケアの一層の推進など、これから取り組まなければな らない課題がたくさんあるというふうに考えておりまして、そうした中で、どういうかたちが一番京 都の高齢者のみなさまにとってよいかということを、今検討している最中であります。その中で、マ ル老制度につきましては、やはり制度自身は維持したいと考えております。しかし、将来負担やこれ からの高齢化社会対策もやはり考慮していく必要があります。それから国制度との整合性を維持しな ければ利用者間の公平性は確保できないと思っております。ただ、国の肩代わりをするということは、 これはこの負担額からみましても、どうやって財源手当てをしていくのかという問題や、まず市町村 の理解も今は得られないような状況にあります。という状況の中で今はマル老の見直しについては、 平成19年に合意した見直し案を基本として検討を進めていることをご理解いただきたいと思います。 所得制限のあり方につきましては、現下の厳しい社会経済状況へも考慮して緩和することも含め協議 をしているところであります。この制度は全ての市町村の合意の上に成り立つものでありますので、 市町村と議論は重ね、とにかく制度は守るというかたちで、全国トップ水準を維持する、そういう基 本方針のもとに、これからも、定着しているものと認識していますけれども、京都府としても府民だ よりなど様々な広報媒体を活用して、また市町村においてもそれぞれ工夫をこらした取り組みにより 住民周知に努めてまいります。議員ご指摘の個別通知につきましては、既に多くの市町村において何 らかのかたちで取り組まれておりますけれども、今後、全ての市町村とこうした取り組みについて情 報を共有するなどさらなる周知の徹底を図ってまいりたいと考えているところであります。

【浜田・再質問】 知事はこの制度が、たくさん費用もかかるし受給者の数が増えているというふうにおっしゃいましたが、結局それはそれだけこの制度が求められているということのあらわれだと思います。ですからこの制度は何としても維持していくことが必要だと思うわけです。知事は、本府の制度は「国の肩代わりをするものではない」と言われるが、この制度ができたのは、1970年の蜷川府政の時代でした。蜷川さんは、「国が府民の命と暮らしを守ってくれないなら、京都府が守るしかないじゃないか」とおっしゃって、全国に先駆けて、老人医療無料制度をつくり、それが全国に広がり、国も制度化せざるをえなくなったのです。しかし、国の医療保険制度における 70歳以上の自己負担に合わせたかたちで、林田府政の時代の1983年に窓口での定額負担が導入され、荒巻府政最後の2001年に定率負担になるなど、どんどん後退してきたのではないでしょうか。国が制度改悪をしたなら、それに追随するのでなく、京都府の責任で高齢者の命を守るべきであり、マル老制度は継続・拡充すべきだと考えます。この点については再度お答えいただきたいと思います。

なお、制度の周知徹底については、区役所に申請に行った方によると、名前を告げると、担当者が

すぐに収入状況を調べてくれて、受給資格があることを確認してくれたそうです。その方がおっしゃるのは、「わかっているなら、役所の方から『受給できますよ』と知らせてくれてもいいんじゃないか」とおっしゃっていました。役所側は、受給資格がある人を掌握しているのですから、申請されたら受け入れるという姿勢ではなく、受給資格のある人には、受給するように促すぐらいの姿勢が必要ではないかと思います。このことは、指摘・要望しておきます。制度の継続・拡充の問題について再答弁をお願いします。

【知事・再答弁】先ほど申しましたように、増えてきたというのはやはり高齢化時代というものが背景にあります。ですからこの制度が始まった時の総事業費は2億7千3百万でした。それが今42億まで拡大してきている。そしてそれを支えてきたのは、一番高齢化が進んできた平成以降の話の中で、林田、荒巻府政、そして私もずっとこれを支えてきている。そうした中で今、市町村の方もこれ以上の負担についてどう考えるのかということを議論しているところであります。他にも高齢化社会が進展していく中で、今までにない認知症の問題やリハビリの問題、様々な問題が起きている中でどういう形で財源を配分していくのかということを検討し、そして市町村の理解を得ながら進めて行くという方針に、私はこれはやっぱり無理がないのではないかなというふうに感じているところでありまして、今後とも市町村と丁寧な議論をして、その中で制度のあり方について検討を進めていきたいというふうに考えております。

【浜田・指摘要望】ご答弁いただきましたが、やはり確かに財政負担はかかるかもしれませんけれども、高齢者の命を守るという立場でこの制度を維持すべきだと思います。今年度については、国の制度改悪のもとでも、マル老制度を維持し、70歳についても1割負担ですむように府として支援をされました。やる気があればできるのだというふうに思います。府民の命と暮らしを守る立場で、マル老制度を継続・拡充することを強く求めて、次の質問にうつります。

教職員の多忙化について

【浜田】次に、教員の多忙化についてお聞きをいたします。OECD が中学校教員を対象にした勤務環境の国際調査の結果で、日本の教員の勤務時間が最も長いと発表され、「日本の先生 世界一多忙」など、新聞でも大きく報道されました。朝日新聞には、教育社会学専攻の本田由紀東大大学院教授が登場されて、「驚いたのは教員の多忙さだ。課外活動や事務が突出して多く、その分、本来の指導時間が少なくなっている」と指摘し、「個別の学習指導ができていないのは、教員1人あたりの子どもの人数が多いからだ。多忙を解決するには教職員や専門職の人数を増やすしかない」と述べています。昨年10月には、全日本教職員組合(全教)が行った「勤務実態調査」の最終報告が公表されましたが、京都の教職員の平均的な時間外勤務は過労死ラインを超えており、「授業準備の時間が足りない」という回答が75%をこえていました。

「明日の京都」の「中期計画」中間案では、「日本の学校では、先進諸国と比べ、教員1人当たりの児童生徒数が多く、子ども一人ひとりに対応した教育が行われにくい傾向にあります」という現状認識が示されています。この間の文教常任委員会で、府教育委員会も、「教育課題も多くなり、授業の準備、成績処理、部活動などで多忙化になっている」と、認めておられます。いじめ・不登校対策をはじめ、教育課題はいっそう多くなるもとで、教員の多忙化の解決は待ったなしです。そこで、多忙化解消のための対策についてお聞きします。

決算特別委員会の書面審査で教育委員会は、「管理職の意識啓発、ノー残業デーの設置、校務分掌の均一化、休日出勤の振替、研究指定校数を減らすなど、改善の努力をしている」と答弁されていますが、それらの改善の効果はあがっているのか、お答えいただきたいと思います。

教育現場のお話しを聞きますと、「部活や補習が、多忙化を促進している」「駅伝大会などが、学校対抗で競わされ、練習に時間がとられる」「不登校など困難な子どもに対応するうえで、保健室の養護教員を増やしてほしい」などの声が寄せられています。一方で、市町の教育委員会でも、多忙化解消のための対策が始まっていますが、緒についたばかりです。城陽市では9月に出退勤調査を行い、

勤務時間が他の学校より長かった学校では、管理職から「早く帰るように」と指摘されたけれど、持ち帰り残業が増えただけだったようです。京田辺市のある小学校の教員は、パソコンのログオン・ログオフ時間の掌握によって長時間勤務が判明したので、管理職から「早く帰るように」と注意はあったが、「教員を増やしてくれないと、早く帰れと言われても帰れない」と言っていました。府立の学校では、人事委員会が毎年行っている事業場実地調査では、「教員の勤務時間が把握されていなかった」「衛生委員会が毎月1回以上開催されていない」などの指摘が多数見受けられました。府教育委員会でも、管理部長をトップにした、負担軽減のための検討会議が持たれるとお聞きしましたけれども、現時点で、どういう検討をされようとしているのか、お答え下さい。

先の全教の「勤務実態調査」のまとめによると、多くの教員が、「生徒指導」「会議・打ち合わせ」「部活動」「事務・報告書作成」に追われて、昼休みも放課後も休日も時間がとられて、「授業準備」の時間が足りなくなり、生活のゆとりもなくなっています。そして、「せめて1日1時間の空き時間を確保し、持ち時間数を減らすことができれば、改善される」と述べております。やはり、教職員を増やし、学級規模を小さくすることが、子どもたちにゆきとどいた教育を実現していく道であり、教職員がゆとりを持って教育にあたっていく条件整備になるのではないでしょうか。

「明日の京都」の「中期計画」中間案では、「学びの安心」の具体方策で、「小学校 30 人程度学級、中学校 35 人以下学級を引き続き推進できるよう教員配置を行い、ティームティーチングや少人数授業などが学校の状況に応じて選択できる京都式少人数教育の充実を図ります」とされています。 9 月議会の文教常任委員会で、私は「少人数学級を推進することを最優先にして、その上にティームティーチングや少人数授業も活用する、ということがもっとも合理的ではないか」と質問いたしました。

それに対して理事者は、「少人数学級をすすめて、その上で少人数授業をすすめるというのは、いいと思いますが、財政的な問題があります」と答弁されました。この問題をめぐりましては、財務省が小学校1年生の35人体制を40人体制に見直すべきではないか、という提案を行ったのに対して、下村文部科学大臣は10月24日の記者会見で、「財源論だけで、この国を誤るようなことをしてはならないということを、財務省には申し上げたい。最近のデータでも、OECD諸国の中で我が国の教員が一番多忙感が多いということで、これはもう、ほぼ限界だと思う。教員の問題だけでなく、子供における教育環境の悪化にもつながっていると思います」「きめ細かな指導という意味では35人学級の方が望ましいというのは、教育関係者が100人が100人みんな言うことだと思います」と、このように述べています。文科大臣が言っているように、財源論でなく、教育現場の実態から出発して、少人数学級を計画的にすすめていくべきではないでしょうか。そのためにも、国に定数改善を強く要望するとともに、京都府に対しても財政的支援を求めるべきではないでしょうか。

そして、すべての小・中学校で少人数学級を実施している山形県をはじめ、自主財源で教員を増や しているところに学び、府の財政支援を強く求めたいと思いますが、いかがでしょうか。お答えくだ さい。

【総務部長】少人数学級について、厳しい財政状況の中におきましても、これまでから小学校、中学校における 30 人程度学級の実現など、義務教育課程における細やかな教育を推進するため、子どものための京都式少人数教育推進費として、平成 26 年度では約 58 億円の一般財源を充てているところでございます。今後とも、将来を担う子どもたちの教育のため、真に必要な予算につきましては、引き続きしっかり確保してまいりたいと思っております。

【教育長】浜田議員のご質問にお答えをいたします。教員の負担軽減について、行事の精選など学校における取り組みに加え、調査事務や研究指定の見直し等の取り組みの他、小学校低学年指導補助の配置、特別支援教育充実事業、部活動外部指導者の導入、指導体制の充実にも努めてきたところであり、教員が子どもと向き合う時間の拡充や指導場面での負担軽減に、成果が見られるところでございます。しかしながら、子どもの貧困対策などの新たな課題に対応するためには、さらなる対策が必要であることから、教員の負担軽減対策のための連絡会議を庁内に設置いたしまして、勤務時間管理や部活動等の課題を把握、分析した上で、効果的な取り組みを検討していくことといたしております。

次に少人数学級についてですが、教育委員会といたしましては、少人数学級という単一の方法だけではなく、少人数授業やティームティーチングなど、学校の状況に応じた指導形態が選択できるよう、国の基準を大幅に超える教員定数を配置する京都式少人数教育を推進してきたところでございます。 今後とも、教職員が子どもとしっかり向き合える環境を整えられるよう、国に対し引き続き定数の充実を強く求めてまいります。

【浜田・指摘要望】ご答弁いただきました、教員の多忙化解消というのが急務の課題になっているということは、教育委員会も認識されており、だからこそ、負担軽減のための検討会議も作られたのだと思います。先程、現場の実態を少し紹介しましたけれども、是非とも現場の実態をリアルにつかみ、現場の声をよく聞いていただいて、多忙化解消のための実効性のある対策をお願いをしたいと思います。

そして、根本的な解決のためには、やはり教員を増やす以外にはありません。子どもたちの教育は未来への責任であり、少子化対策としても重要な課題です。国に対して、財源措置を強く求めていくとともに、京都府自身の財政支援も強く求めておきたいと思います。

鴨川上流の産業廃棄物の撤去対策について

【浜田】最後に、鴨川上流に散乱している産業廃棄物の撤去対策についてお聞きします。私の地元、北区の雲ヶ畑などの鴨川上流で、長年にわたって工事業者らが川岸に埋めたと思われる産業廃棄物が、昨年の台風 18 号による増水で崩され、むきだしになり、一部は川に流れ落ちました。私は、今年の4月に倉林明子参議院議員や玉本なるみ京都市会議員とともに、現場を見に行き、地元のみなさんの要望もお聞きをして、鴨川の清流にふさわしくないだけでなく、安全面からも解決が急がれることを実感しました。そこで、府河川課と土木事務所に実情と対策についてお聞きをしました。その際には、「土地の所有者がわかっているところについては所有者に安全対策を要請しているが、費用がかかることもあり、対応はむつかしい」「産廃を埋めた行為者が特定できないために対策に苦慮している。産廃については、京都市が担当なので、引き続き、府として京都市や地元住民と解決策について協議していく」との回答でした。その後、「鴨川府民会議」では、河川に放棄された産廃で投棄者が不明な産廃物については、府の費用で撤去する方針を示されました。清流を守る鴨川条例の理念から、できる限り行為者を特定し、撤去費用を徴収すべきですけれども、特定できなければ公費で撤去することも必要だとは思います。そこで、お聞きします。今回の産業廃棄物の不法投棄については、かなり以前のもので、長年にわたって、地元住民からの通報などもあったものだと思いますけれども、なぜ、長年にわたって放置されてきたのですか。どこに問題があったのか、検証すべきではありませんか。

今回は、河川に散乱した産業廃棄物の処理ということですが、この間の集中豪雨の事態を考えれば、河川の安全な管理という観点からも、河川に散乱した産廃だけでなく、川岸にむき出しになった産廃をはじめ、不法投棄されたすべての産業廃棄物の撤去が必要だと考えますが、そのことは、どういう検討がされていますか。京都市とはどういう協議をされていますか。お答えください。

【建設交通部長】鴨川上流の廃棄物撤去対策についてですが、過去の要望書を確認いたしましたところ、平成8年に地元自治会等から、鴨川を所管する京都府及び廃棄物所管の京都市に対しまして、残土、建設廃材等の河川への投棄、野焼きに対しまして、指導・勧告をすべきとの要望があったところでございます。残土、建設廃材等につきましては、河川への投棄とされていたものでございますけれども、場所が河川区域外の民地であったため、河川法所管する京都府として対応することができなかったところでございます。

また、京都市におきましても、残土、建設廃材等の埋め立てについては、平成9年の廃棄物の処理 及び清掃に関する法律、いわゆる廃掃法でございますが、その改正後は許可が必要となったものの、 当時は小規模な廃棄物処分場については、許可無く民地に埋め立てることが法律上許されていたため 対応できなかった、と聞いているところであります。しかしながら、平成9年の廃掃法の改正強化に よりまして、廃棄物の埋め立てにつきましては、京都市長の許可が必要となるとともに、京都府にお きましても、平成 19 年に鴨川条例を制定し、鴨川上流に隣接する民地を鴨川環境保全区域に設定いたしまして、平成 20 年から残土等の埋め立てにつきましても、規制してきたところでございます。

また、京都府におきましては、新たな埋め立てがないよう、これまで本地域の河川管理パトロールなどの監視体制を強化してきたところでございます。また、野焼きにつきましては、平成 12 年に廃掃法が改正され、原則禁止とされたところでございます。このように、法改正や条例の制定、パトロールなどによりまして、できる限りの対応をしてきております。鴨川上流で、民地への新たな埋め立てといった不法行為は、発生していないと認識していたところでございます。今回、鴨川の河川区域内に廃棄物が見られたことから、京都市などと連携しまして、パトロールなどの監視の強化を行っているところでございます。

次に、全ての廃棄物の撤去対策についてですが、平成9年の廃掃法の改正以前に、すでに民地に埋め立てられたものを撤去することにつきましては、現在においても京都府、京都市共に法的規制が及ばないところではございますが、京都市と連係して可能な限り対応を図っているところでございます。このために具体的には、京都府、京都市が連係し現在、土地所有者に対しまして、法面にビニールシートをかけるなどの、法面が崩落し、流出しない対策の要請や、仮に河川区域に崩れてきた場合には、撤去する必要があることの指導を行っているところであり、この対応を徹底するなど、可能な限りの対応を図ってまいりたいと思っております。

なお、河川区域内の廃棄物につきましては、「鴨川を美しくする会」という民間ボランティア等の協力を得つつ、京都市や京都府警本部と連係を図りながら、撤去を進めているところでございます。

【浜田・指摘要望】ご答弁いただきました。今回のこの産業廃棄物撤去の動きについては、鴨川条例が一定の役割を発揮したし、京都府や京都市の努力もあったというふうに思います。しかし先程言われたように、台風 18 号で今回河川に崩れ落ちたものを撤去しているわけですけど、実際まだ護岸に残っているものが、この集中豪雨が続くもとで、いつまた落ちてくるかも分からないという状況で、住民の皆さんも非常に不安も持っておられるわけですから、ぜひ護岸に放置された産廃の撤去と、そして二度と同じ事態を生まないための対策を強く求めておきたいと思います。

最後に、昨日の総選挙の結果もふまえて、安倍暴走政治から府民の命と暮らしを守るために、府民 のみなさんと力をあわせて奮闘する決意を述べまして、私の質問を終わります。ご清聴ありがとうご ざいました。